

## 会長談話

「農地法等改正法」が本日参議院本会議で可決・成立したことについて、法案成立に尽力された関係者の皆さまのご労苦とご尽力に深甚の敬意を表するものであります。

また、今回の改正により、農業委員会の役割と責任が質量ともに増大し、身の引き締まる思いであります。

われわれ農業委員会系統組織では、今般の「農地制度改革」に対し、農業委員会段階から組織討議を積み上げ、政策提案や意見を申し述べて参りました。

その要点は①将来とも株式会社一般の農地所有権取得を容認しないこと、②不耕作や転貸を目的とする農地の利用権取得を防止すること、③認定農業者等の地域の担い手の育成等の取り組みの障害とならないことの3点であり、このことが担保されることで、法案に賛成の立場から早期成立を求めて参りました。

衆参両院で30時間を超える真摯・真剣な議論が行われ、なかんずく衆議院において、耕作者の権利取得の促進や耕作者の地位の安定、さらには、一般法人（企業）等の利用権取得に当たって、業務執行役員のうち1人以上の者が農業に常時従事する要件の追加等の修正がなされました。

このことにより、農地の権利取得者は農作業に常時従事する個人と農業生産法人の耕作者が基本であることをより明確にするとともに、一般法人の農業参入による様々な懸念に対する払拭措置をより強化したものと受け止めております。

われわれ農業委員会系統組織は、農業委員をはじめとする関係者の意識改革に努めつつ、その役割と責任を深く受け止め、施行を待たず直ちに、この新たな農地制度の周知・徹底に取り組んで参ります。そして、施行後は改正法をはじめとする法令事務について透明性の向上、公平・公正性の確保に留意して適正実施に努め、組織を賭して頑張る所存であります。

関係方面におかれては、改正法の施行に当たり、農業・農村現場で適正に執行できるよう客観的かつ具体的な判断基準を政令・省令、運用通知などにおいて明らかにするとともに、農業委員会の体制整備と円滑な業務運営がなされるよう、万全な対応をお願い申し上げます。

平成21年6月17日

全国農業会議所  
会長 太田豊秋

農地法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、生産資源であり地域資源である農地の確保と望ましい主体による農地の有効利用を通じ、我が国の食料自給力の強化に資する農業構造の確立と農村の振興が図られるよう、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 我が国農業は、家族経営及び農業生産法人による経営等を中心とする耕作者が農地に関する権利を有することが基本的な構造であり、これらの耕作者と農地が農村社会の基盤を構成する必要不可欠な要素であることを十分認識し、農地制度の運用に当たること。

二 新農地法第二条の二に規定する農地について権利を有する者の責務の考え方については、次のとおりとし、その周知徹底を図ること。

1 農地について所有権を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保することについて第一義的責任を有することを深く認識し、自ら当該農地を耕作の事業に供するとともに、自らその責務を果たすことができない場合においては、所有権以外の権原に基づき当該農地が耕作の事業に供されることを確保することにより、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようになければ

ならないものとする事。

2 農地について賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、その権利に基づき自ら当該農地を耕作の事業に供することにより当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならぬものとする事。

三 新農地法第三条第二項第七号の許可の基準は、取得しようとする農地又は採草放牧地に関する基準ではなく、新たに、周辺の農地又は採草放牧地への影響を見る基準であることから、農業委員会等は許可の判断をするに当たっては、現地調査を行うものとする事。

四 新農地法第三条第三項による農地又は採草放牧地の貸借に係る権利移動規制の緩和に当たっては、借手が撤退した場合のリスクを回避するため、農地又は採草放牧地を明け渡す際の際の原状回復、原状回復がなされないときの損害賠償及び中途の契約終了時における違約金支払等について契約上明記するよう指導すること。

五 国は、農地利用集積円滑化事業の推進に当たり、農地の利用調整に関する地域の円滑な合意形成に向け、専門知識を有する人材の確保等について、十分な支援を行う事。

また、農地保有合理化事業については、農地利用集積円滑化事業との役割分担を踏まえながら、適正な事業執行を図ること。

六 公共転用に導入される法定協議制度の運用に当たっては、転用の許可権者と申請者が同一の場合における協議の客観性及び公正性を確保するとともに、公共転用が周辺農地の転用を誘発しないよう、必要な指導を行うこと。

七 違反転用については、年平均約八千件判明し、その大半が追認処理されている実態にかんがみ、一層実効性のある防止対策及び是正措置を検討すること。

また、都道府県等の行政代執行が適切に発動されるよう、必要な支援措置を検討すること。

八 標準小作料制度の廃止に当たっては、農地の貸借において標準小作料が規範としての機能を発揮していることを踏まえ、新たに設ける実勢借地料の情報提供の仕組みへの円滑な移行を図ること。

また、企業の農業参入規制が緩和されることなどを踏まえ、農業委員会は、借地料が地域の実勢価格に照らして極端に高くならないよう、必要な監視及び指導を行うこと。

九 耕作放棄地の復旧に向けた地域の取組に対する支援を継続するとともに、農地の農業上の利用が継続さ

れるよう、中山間地域等直接支払制度の今後の在り方の検討を含め、農業経営の安定化に向けた施策の強化に努めること。

十 今回の農地制度の改正内容を、農業者はもとより、広く国民一般に周知・普及するとともに、制度の運用に当たっては、公平・公正・透明性に留意し、許可等の基準を明確にすること。

十一 農地制度において重要な役割を果たしている農業委員会組織が現行制度による業務に加え、改正法により新たに担うこととなる業務が適正かつ円滑に執行されるよう、具体的な判断基準を早期に明確化するとともに、必要な支援及び体制整備を図ること。

また、国は、農業委員会から、適宜、業務の実施状況についての報告を受け、その結果に基づき、都道府県と連携し、必要な指導及び助言を行うこと。

十二 土地利用に関する諸制度について、農業生産を目的とする土地利用とそれ以外の土地利用とを一体的かつ総合的に行うことができる計画を、地域住民の意見を踏まえつつ策定する制度の創設その他必要な措置を検討すること。

十三 政府は、近年、遊休農地の拡大のみならず、農業従事者の減少・高齢化や農業所得の減少により、農

業の持続性が危うくなっている状況にかんがみ、農業・農村の活力を回復するため、地域における貴重な資源としての農地の土づくり、地力増進等を図りながら、家族農業経営、集落営農、法人による経営等の多様な経営体が共存しつつ、それぞれがその持てる力を十分発揮できるための方策について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

右決議する。